

第36回山梨県車いすマラソン大会実施要綱

1 目的

障害者がスポーツを通じて、体力維持・増強及び機能回復等の向上に努め、明朗かつ積極的な性格と協調精神を養うことによって、自立更生の実をあげ、明るい生活形成に寄与するとともに、一般社会の正しい認識の向上を図り、併せてスポーツ・レクリエーションを普及啓発することを目的とする。

2 主催

山梨県障害者スポーツ協会

3 後援

山梨県、公益財団法人山梨県スポーツ協会、一般財団法人山梨陸上競技協会

4 期日

令和6年5月19日（日）

5 会場

小瀬スポーツ公園ジョギングコース

6 参加資格及び制限

(1) 本大会に参加できる選手は、次の各号に該当するものとする。

ア 車いす使用者で主催者が認めた者

イ 日常で車いすを使用しない者で主催者が認めた者

ウ 本大会前に、競技出場について医師の診断を受け、適当と認められた者

(2) アームサイクリングは参加可能とする。ただし、主催者が認めた者であり、大会前に、競技出場について医師の診断を受け、適当と認められた者

7 競技規則

本大会の競技規則は、別に定める。

8 競技区分

マラソンコースは次の1コースとし、それぞれ男子及び女子に区分する。

また、車いすについても手動及び電動に区分する。

① コース・・・2.0キロメートル

(小瀬スポーツ公園補助競技場ジョギングコースを使用)

スタート及びゴールは、陸上競技場とする。

9 大会日程

別紙のとおり

10 表彰

車いすの手動、電動別で男女の第1位から第3位までを表彰する。

健常者の男女別第1位から第3位まで表彰する。

アームサイクリングの男女別第1位から第3位まで表彰する。

11 申込方法

参加希望者は、別紙申込書により、4月26日（金）までに、山梨県障害者スポーツ協会事務局に提出する。

12 その他

- (1) 参加選手の交通費は、本人負担とする。
- (2) ゼッケンは主催者が用意する。
- (3) 受付時間に遅れた者は、やむを得ない場合を除き、失格とする。
- (4) 参加選手の昼食は、各自で用意する。
- (5) 付き添い及び応援団等の経費は、各自負担とする。
- (6) 雨具等については、各自が用意するものとする。
- (7) 参加選手の健康については、選手側において十分配慮するものとする。
主催者においては、応急の処置のみ行う。
- (8) 雨天のため大会を中止する場合は、参加者への連絡は公共放送（テレビ・ラジオ）の協力を得て行う。

山梨県スポーツレクリエーション祭協賛事業

第36回山梨県車いすマラソン大会日程

- | | | |
|---|-------------------|--------------|
| 1 | 受付 | 10:30～ 10:50 |
| 2 | 開会式
(今年はいりません) | |
| 3 | スタート | 12:10～ |
| 4 | 成績発表・入賞者表彰 | 13:30 |
| 5 | 解散 | 14:00 |

山梨県車いすマラソン大会競技規則

- 1 本大会では、男女ともに同時走行とする。
- 2 競技者は、決められた出発線から決勝線までのコース内を走行する。
- 3 競技者は、走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- 4 競技者が走行中に転倒した場合、競技役員の介助は受けてもよい。
- 5 競技中における車椅子のトラブルは、競技者自身が解決するものについては、これを認める。
- 6 競技者は、競技役員の指示にしたがうこと。
- 7 競技者は、競技役員から競技中止を命じられた時は、直ちに競技をやめなければならない。
- 8 競技については、制限時間を設ける。

(1) 車椅子（手動）	2.0キロメートルは、スタート後45分
(2) 車椅子（電動）	2.0キロメートルは、スタート後45分
(3) 車椅子（健常者）	2.0キロメートルは、スタート後45分
(4) アームサイクリング	2.0キロメートルは、スタート後45分